

国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議情報マネジメント・オフィス  
監査部会設置要項

令和5年5月17日  
規則第79号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程  
(平成27年規則第67号)第3条第2項に基づき、情報マネジメント・オフィス(以下「オフィス」という。)に、監査部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報システム等における監査計画、監査内容の立案及び外部監査による管理・運用の見直し、改善に関すること。
- (2) その他情報システム等に係る監査に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) オフィス長
- (2) オフィス長が指名する理事、副学長又は学長特命補佐 若干名
- (3) 総務企画部長
- (4) その他、オフィス長が指名する者

(任期)

第4条 前条第4号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に、部会長を置き、第3条第1号に掲げる部会員をもって充てる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代行する。

(庶務)

第6条 部会に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画部情報企画室において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。